

報告第2号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月25日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第1号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和4年2月3日

西脇市長 片山 象三

記

事故発生日時	令和3年11月28日 午後3時30分
事故発生場所	西脇市上比延町 日本へそ公園
相手方	市外男性
原因・状況等	日本へそ公園モニュメント内にある置石が転がり落ち、通路を歩いていた相手方に当たり、相手方が負傷した。
損害賠償の額	相手方への治療費、慰謝料 92,452円を賠償する。 その余の請求権の放棄